

## 令和6年度 一般適性診断料助成事業 交付要綱

令和6年3月26日制定  
公益社団法人青森県トラック協会

### (事業の趣旨)

第1条 公益社団法人青森県トラック協会（以下「青ト協」という。）は、青ト協会員事業者（以下「会員事業者」という。）及び青森県内に拠点を置き安全性優良事業所と認定された事業所（以下「優良事業所」という。）の運転者それぞれの運転における特性を、運転者自身及び運行管理者等が把握し、交通安全意識の高揚を図ることによって、交通事故防止に資することを目的に、青ト協が指定する適性診断実施機関（以下「実施機関」という）が行う一般適性診断の受診料を一部助成する。

### (助成金の交付予算額)

第2条 助成金の交付予算額は、1,500,000円とする。

### (助成額)

第3条 助成額は下記のとおりとする。

- |                  |             |
|------------------|-------------|
| (独)自動車事故対策機構青森支所 | 1名につき1,200円 |
| (株)ムジコ・クリエイト     | 1名につき1,500円 |

### (助成枠)

第4条 1会員事業者及び1優良事業者所当たりの申請可能人数は、令和6年4月1日現在における青ト協が把握する保有車両数の3分の1（端数切上）とする。

### (助成対象)

第5条 助成対象者及び助成対象診断は、下記のとおりとする。

- (1) 助成対象者は、会員事業者及び優良事業所に所属する常時選任運転者とする。
- (2) 助成対象診断は、第11条に定める実施機関が行う一般適性診断とする。

### (対象期間)

第6条 令和6年4月1日から令和7年2月末日

### (実績報告及び助成金の請求)

第7条 助成金の交付を受けようとする会員事業者及び優良事業所は、様式1「一般適性診断助成事業実績報告書」（助成金交付請求書）を青ト協に提出しなければならない。

### (助成金の交付)

第8条 青ト協は、会員事業者及び優良事業所から実績報告及び助成金の請求があった時には、

その内容を審査し、条件に適合すると認めるときは、別に定める期日までに申請事業者に助成金を交付する。ただし、第6条に定める期間内であっても、予算の執行状況により受付を中止することがある。なお、会員事業者は、会費の滞納がある場合には助成金を交付しないものとする。

(助成金の返還)

第9条 青ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業者に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

(1) この要綱その他青ト協が定める事項に違反したとき

(2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

2 前項の規定により返還をめいじられた事業者については、青ト協が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

(受付期間と振込時期)

第10条 下記のとおり実施する。

区 分	受付期間	振込時期
第1回目	令和6年4月1日～6月末日	受付期間の翌月末日まで
第2回目	令和6年7月1日～9月末日	
第3回目	令和6年10月1日～12月末日	
第4回目	令和7年1月1日～2月末日	

(指定実施機関)

第11条 青ト協は、国土交通省より認定を受けた、以下の実施機関を指定する。

(1) (独) 自動車事故対策機構青森支所 TEL 017-739-0551/FAX 017-739-0552

(2) (株) ムジコ・クリエイト

青森モータースクール TEL 0120-49-1060/FAX 017-738-0732

八戸モータースクール TEL 0120-28-2145/FAX 0178-28-4461

弘前モータースクール TEL 0120-66-8000/FAX 0172-28-0109

(その他必要な事項)

第12条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、青ト協が別にこれを定める。